

公 告

庁契第 1288 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年12月18日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹

記

- 競争入札に付する事項
 - 契約件名 基準面解析ソフト(TideLevel)機能改修
 - 契約内容 仕様書のとおり
 - 納入期限 令和7年3月28日
 - 納入場所 仕様書のとおり
 - 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。
- 競争に参加する者に必要な資格
 - 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
 - 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
 - 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
 - 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級
- 証明書等の提出期限、提出方法(証明書等提出期限) 令和7年1月8日17時00分
(提出方法)
 - 電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
 - 確認書(電子調達用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口に直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)
 - 紙入札方式参加願(紙入札用)
 - 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
 - 証明書等の提出方法に関する共通事項
以下の書類を下記12の窓口に提出すること。
 - 応札者要件確認書類
- 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)
- 入札説明書の交付期間、交付方法(入札説明書等の交付期間)
令和6年12月18日から令和7年1月8日まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。
- 入札書等の提出期限 令和7年1月30日17時00分
- 開札の日時場所 令和7年1月31日15時40分 海上保安庁入札室
- 入札保証金および契約保証金 免除
- 入札の無効 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法
 - 海上保安庁入札・見積者心得書による。
 - 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 契約書作成の要否 要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)
本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 仕様に関する問い合わせ先 海上保安庁海洋情報部沿岸調査課
03-3595-3636 (藤田 内線85-2674)

以上公告する。

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：庁契第 1288 号

契約件名：基準面解析ソフト (T i d e L e v e l) 機能改修

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書 (海上保安庁様式)
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書 (電子入札参加申し込み用)
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書 (案)
- 別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告I（令和6年12月18日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

基準面解析ソフト（T i d e L e v e l）機能改修

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月28日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部沿岸調査課 藤田

03-3595-3636

(内線85-2674)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年1月8日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
- ・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）
- ・応札者要件確認書類（提出先上記2（5））

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
- ・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））
- ・応札者要件確認書類（提出先上記2（5））

- (6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和7年1月23日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子

TEL03-3591-6361 内線 2821

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和6年12月18日 から 令和7年1月8日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和7年1月30日 17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

- ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

- エ 金額を訂正した入札

- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時：令和7年1月31日 15時40分

場所：海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札書

一金

ただし 基準面解析ソフト (T i d e L e v e l) 機能改修

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(序 1288)

1. 発注件名 基準面解析ソフト (T i d e L e v e l) 機能改修

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 基準面解析ソフト (T i d e L e v e l) 機能改修

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確認書

件名: 基準面解析ソフト(TideLevel)機能改修

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例: 14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

* 今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとされていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなる場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：基準面解析ソフト（T i d e L e v e l）機能改修」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和 6 年 度
庁契第 1 2 8 8 号

請負契約書（役務）

請負契約書（役務）

収入
印紙

- 契約件名 基準面解析ソフト（TideLevel）機能改修
- 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 引渡期限 令和7年3月28日
- 引渡場所 仕様書のとおり
- 契約保証金 免除

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 は、
受注者 ●● と、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の仕事を完成し、引渡期限までにこれを引渡場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（貸与品）

第9条 発注者は、仕様書に記載する貸与品を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第11条 受注者は、成果品を納入するときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の納入通知を受けたときは、納入場所において、検査を行うものとする。

3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。

4 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡)

第12条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第13条 発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡し受けることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

(成果品の転用)

第14条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

(請負代金の支払)

第15条 発注者は、受注者が履行完了後提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第16条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第17条 受注者は、引渡期限までに成果品を引き渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に引渡期限の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第19条 成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならぬ。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第23条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和7年1月31日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹
受注者	住	所	
	氏	名	

基準面解析ソフト(TideLevel)機能改修[△]

仕様書

海上保安庁

目次

1	調達案件の概要	1
1.1	調達件名	1
1.2	調達の背景と目的	1
1.3	履行期限及び納品場所	1
2	現行ソフトウェアの概要	1
2.1	動作環境	1
2.2	データベース構造	1
3	作業内容	1
3.1	機能の改修及び追加	1
3.2	サーバへ導入	2
3.3	マニュアルの作成	2
3.4	テスト	3
4	作業の実施体制・方法	3
4.1	作業の管理及び作業実施体制	3
4.2	作業者に求める資格等の要件	3
4.3	作業実施計画書の作成	3
4.4	打合せの実施	4
4.5	資料及び成果の提出	4
5	作業にあたっての遵守事項	5
5.1	秘密の保持	5
5.2	法令・規則等の遵守	5
5.3	標準ガイドラインの遵守	5
5.4	情報セキュリティポリシーの遵守	5
5.5	サプライチェーン・リスク対策	5
5.6	問い合わせに対する対応	6
5.7	貸与品等の取り扱い	6
5.8	貸与品の返納	6
5.9	データの削除	6
6	再委託に関する事項	6
7	成果物の取扱いに関する事項	6
7.1	知的財産権の帰属	6
7.2	契約不適合責任	6
8	その他特記事項	7
8.1	履行	7
8.2	使用する言語	7
8.3	入札公告期間中の資料閲覧等	7
8.4	疑義	7
8.5	第三者に対する損害賠償責任	7
8.6	検査	7

1 調達案件の概要

1.1 調達件名

基準面解析ソフト(TideLevel)機能改修。

1.2 調達の背景と目的

海上保安庁（以下「当庁」という。）では、潮汐観測資料整理業務及び海図基準面決定業務の解析及びデータ管理のため令和5年度から潮汐基準面解析ソフトウェア（以下「TideLevel」という。）を導入している。本調達では、TideLevelでの業務の拡充および効率化のため、TideLevelの機能改修及び追加を行う。

1.3 履行期限及び納品場所

(1) 履行期限 令和7年3月28日

(2) 納品場所 海上保安庁海洋情報部沿岸調査課

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

2 現行ソフトウェアの概要

2.1 動作環境

機種 : 仮想サーバ (オンプレミス)

OS : Windows Server 2022 Standard

CPU : Xeon Gold 5220R 4コア

メモリ : 32GB

Map サービス : ArcGIS Server Standard Enterprise 11.3 (別サーバに導入済み)

DB 管理ソフト : PostgreSQL 13.13

なお、インターネットの接続は不可とする。

2.2 データベース構造

別紙1のとおり。

3 作業内容

3.1 機能の改修及び追加

請負者は以下の各機能の改修及び追加を行うこと。

3.1.1 観測計画

観測計画（別紙1 論理テーブル名「観測計画」(18/49)）を登録する際に、以下の項目の入力を必須とせずに登録できるようにすること。また、入力画面では必須項目と任意項目の違いが分かるよう色分けや注釈をつけるとともに、必須項目が未入力の場合には当該未入力項目が判別できるよう色付け等を行うこと。

- (1) 計画番号
- (2) 港名
- (3) 計画文書番号
- (4) 計画書提出日
- (5) 観測開始日

- (6) 観測終了日
- (7) 報告予定日

3.1.2 観測結果

観測結果（別紙1 論理テーブル名「観測結果」(21/49)）登録の入力項目に、以下の項目を追加すること。なお、これらの項目の入力は任意とする。

- (1) GNSS 参考資料 (文字列 0～30 字)
- (2) 基準測定成果表参考資料 (文字列 0～30 字)
- (3) 基準面決定簿参考資料 (文字列 0～30 字)
- (4) 備考 (文字列 0～300 字)
- (5) 添付資料 1 (PDF や PNG 形式等のファイル)
- (6) 添付資料 2 (PDF や PNG 形式等のファイル)
- (7) 添付資料 3 (PDF や PNG 形式等のファイル)

3.1.3 平均水面等一覧表

3.1.3.1 機能追加

平均水面等一覧表変更要望登録の入力項目に、以下の項目を追加すること。また、以下の項目を平均水面等一覧表の編集（別紙1 論理テーブル名「平均水面等一覧表」(43/49)）及び平均水面等一覧表更新履歴（別紙1 論理テーブル名「平均水面等一覧表更新履歴」(45/49)）にも追加し、履歴とともに参照できるようにすること。

- (1) 備考 (文字列 0～300 字)
- (2) 添付資料 (PDF や PNG 形式等のファイル)
- (3) 削除依頼 (「有」または「無」の文字列)
- (4) 削除理由 (文字列 0～300 字)

3.1.3.2 既存の出力方法の修正

平均水面等一覧表の出力について、以下に示す項目の修正を行うこと。

- (1) 「地名又は港名」列に含まれる空白を削除する。
- (2) 「地名又は港名」列に含まれる「()」(丸括弧)を「{ }」(波括弧)に変更する。ただし、「富岡(漁港)」は対象外とする。

3.1.4 月表作成

常設験潮所観測潮位の月表作成において、一部の験潮所のある時期について、高低潮の記載が完全には出力されない現象が生じている。験潮データに例外的なデータが含まれていることが予想されるため、発生原因を特定し、高低潮の記載を漏れなく出力できるようにすること。

3.2 サーバへ導入

3.1.1から3.1.4を満たすソフトウェアを2.1の動作環境にインストールすること。

3.3 マニュアルの作成

当庁が貸与する既存の操作マニュアル、管理マニュアル、完成図書に本作業内容を追記し、最新の状態に更新すること。

3.4 テスト

当庁から貸与するテストデータを用いて、3.1.1 から 3.1.4 に関連する処理を網羅的に実行し、動作するか確認すること。また、その他の処理に意図しない影響が発生していないか確認すること。

4 作業の実施体制・方法

4.1 作業の管理及び作業実施体制

請負者は、入札参加証明書提出期限までに、4.2の全ての条件を満たすことを証明する書類（TECRIS や業務実施計画書等）を当庁に提出すること。本仕様書に記載のほかに、作業に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理を確実にを行うこと。

4.2 作業者に求める資格等の要件

(1) 入札参加資格

- ① 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO 9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
- ② 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を、業務を遂行する組織が有していること。

(2) 作業責任者は、次の要件を全て満たす技術者とする。

- ① 技術士（応用理学部門）又は海洋物理学を専攻とする修士課程以上の学位を有する者
- ② 海上保安庁における潮汐潮流解析又は基準面解析にかかる GIS データベース作成業務において、管理技術者又は現場代理人として従事した実績を 2 件以上有する者

(3) 照査技術者は、技術士（応用理学部門）の資格を有する技術者を配置すること。

4.3 作業実施計画書の作成

作業に必要な技術及び経験を有する責任者と作業者を定め、以下の内容を含んだ作業実施計画書を、契約後 10 日（平日）以内に監督職員に提出し、承認を得ること。作業実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに監督職員と協議を行うこととし、変更となった箇所について作業実施計画書変更届を提出すること。

- (1) 作業概要
- (2) 作業体制
- (3) 作業実施工程
- (4) 動作確認の結果
- (5) 履行期限及び履行場所
- (6) 成果物(4.5)
- (7) その他必要な事項

4.4 打合せの実施

4.4.1 打合せ時期

請負者は、開発及び構築の作業にあたり、以下の時期に打合せを開催し、成果物の内容や業務の進捗状況を報告すること。本作業を実施するにあたり、原則として、次の時期に作業の進捗状況、処理の方針等について、「1.3(2)」の場所において報告及び打合せを行うものとする。

- (1) 作業実施計画書の提出時
- (2) 作業期間中 1 回（時期は当庁監督職員との協議による）
- (3) 成果品納入前(ア)作業実施計画書の提出時
- (4) 当庁又は請負者が必要と判断した場合、必要資料を作成し上記とは別に打合せを実施すること。

4.4.2 打合せ議事録の作成

請負者は、当庁職員との打合せ終了後、3 日（平日）以内に議事録を監督職員に提出し、監督職員の承認を得ること。

4.5 資料及び成果の提出

提出物及び提出時期は以下のとおりとする。

提出物	提出時期	備考
作業実施計画書	契約後 10 日（平日）以内	
ソフトウェア本体	作業完了後	
完成図書（システム関連図、データベース設計図、ER 図を含む）	作業完了後	
ソフトウェアの操作マニュアル	作業完了後	
ソフトウェアの管理マニュアル	作業完了後	
ソフトウェアのソースコード	作業完了後	
打合せ議事録	打合せ終了後 3 日（平日）以内	
作業報告書	作業完了後	

- (1) 指定のある場合を除いて紙媒体（A4 版を基本とするが、提出物の記載の見やすさを優先し A3 版も可）1 部及び電子媒体 1 部を提出すること。
- (2) 電子媒体は CD 等によること。提出に際しては、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、当該電子媒体に不正プログラムが混入することがないように適切に対処すること。なお、使用した対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェアの名称、定義パターンのバージョン、確認年月日）を示すこと。
- (3) 提出物の納品場所
原則として、提出物は次の場所において引き渡しを行うこと。ただし、監督職員が納品場所を別途指示する場合にはこの限りではない。
海上保安庁海洋情報部沿岸調査課
- (4) 提出物は、特に指定したものを除き全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

- (5) 電子媒体に納めるファイルはMicrosoft Word又はMicrosoft Excelで読込可能な形式及びPDFの両方の形式で提出すること。
- (6) 提出物に変更が生じた場合は、速やかに内容を更新のうえ再提出すること。

5 作業にあたっての遵守事項

5.1 秘密の保持

作業において知り得た情報については、その秘密を保持し、また作業の目的以外に利用してはならない。

個人情報については、以下の取扱とすること。

- (1) 請負者は、海上保安庁から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- (2) 請負者は、海上保安庁の情報セキュリティに関する規定等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、遵守しなければならない。
- (3) 5.1(1)及び5.1(2)のほか、海上保安庁は、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を指示することができる。

5.2 法令・規則等の遵守

作業は、本仕様書によるほか関係法令・規則等の定めるところにより履行すること。

5.3 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年6月5日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（デジタル庁）」（以下「解説書」という。）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

5.4 情報セキュリティポリシーの遵守

請負者は、契約を履行するにあたっては、本仕様書に掲げる内容のほか、契約時点で最新版の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部）」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

5.5 サプライチェーン・リスク対策

請負者は、「IT調達にかかる国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ（平成30年12月10日、関係省庁申合せ）」の趣旨を理解し、サプライチェーン・リスク対策に努めること。

5.6 問い合わせに対する対応

- (1) 情報セキュリティ対策状況を確認するために、監督職員が請負者に対して報告を求めた場合は速やかに対応すること。このための問い合わせ先を設置すること。
- (2) 監督職員が情報セキュリティ監査を求めたときには受け入れること。

5.7 貸与品等の取り扱い

貸与品の取扱いについては以下を厳守すること。

- (1) 本仕様書に記載している作業の目的以外には使用しないこと
- (2) 監督職員の許可なく持ち出さないこと
- (3) 監督職員の許可なく複製又は廃棄しないこと
- (4) 当庁から運搬する際は、紛失、漏えい、毀損を防止するための十分な対策を行うこと

5.8 貸与品の返納

作業完了後、当庁からの貸与品を速やかに返却すること。返却先は海上保安庁海洋情報部沿岸調査課とする。

5.9 データの削除

- (1) 請負者は、成果品等の納入時検査後に残存した複写物については、速やかに提出又は細断の上、廃棄(ハードディスク等のファイルについては、データを使えない状態にしたうえで削除する。)等の措置を行わなければならない。
- (2) 請負者は、作業上で作成された軽微な資料を廃棄する場合においても、その資料の廃棄方法について当庁監督職員に届け出るものとし、資料の廃棄について当庁監督職員の許可を受けなければならない。

6 再委託に関する事項

受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書(別紙様式)を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

7 成果物の取扱いに関する事項

7.1 知的財産権の帰属

- (1) 作業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、全て当庁に帰属するものとする。
- (2) 請負者は、当庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また第三者をして行使させないものとする。ただし、請負者もしくは第三者が既に権利を有する著作物が含まれている場合にはこの限りではない。

7.2 契約不適合責任

請負者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

8 その他特記事項

8.1 履行

請負者は、本仕様書の内容及び目的を完全に発揮させるとともに、本仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は誠実に履行すること。

8.2 使用する言語

作業における、当庁とのコミュニケーション及び報告書等で使用する言語は日本語とする。

8.3 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、担当職員が指定した場所において閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。なお、本業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない部分がある。閲覧の期間、時間、場所等については次のとおり。

(1) 資料閲覧場所

海上保安庁海洋情報部沿岸調査課

(2) 閲覧期間及び時間

本調達入札書の提出期限前日まで

行政機関の休日を除く日の10時から17時まで。（12時から13時を除く）

(3) 閲覧手続き

最大3名まで。閲覧時までに関覧希望日時、閲覧者の所属、氏名、電話番号、閲覧条件の遵守を記入した申請書（書式自由）を監督職員あて提出すること。

(4) 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、本調達手続きのみに使用するものとし、知り得た情報を第三者に提供しないこと。

(5) 連絡先

海上保安庁海洋情報部沿岸調査課

電話 03-3595-3636

8.4 疑義

本仕様書の内容、その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

8.5 第三者に対する損害賠償責任

請負者は、作業にあたり、請負者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は請負者の責任において賠償すること。

8.6 検査

作業完了後、当庁検査職員の検査を受け、当該検査の合格をもって履行があったものとする。

8.7 支払

履行完了後一括払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

カテゴリ	テーブル名		参照関係	(制約関係) 親テーブル
	論理名	物理名		
ベンチマーク (1-1)	ベンチマーク	benchmark		
常設験潮所諸元 (1-2)	常設験潮所諸元 年ごとにおける観測基準面上 の平均水面	permanent_tide_station permanent_tide_station_msl		常設験潮所諸元
臨時験潮所諸元 (1-3)	臨時験潮所諸元	temporary_tide_station		
取付水準測量成果 (1-4)	取付水準測量成果	leveling_result	ベンチマーク、 常設験潮所諸元、 臨時験潮所諸元	
GNSS測量データ (1-5)	GNSS測量データ	gnss_data		
	短基線解析	short_baseline_analysis		GNSS測量データ、 基準点
	網平均結果	net_adjustment_result		GNSS測量データ
	網平均結果_観測点	net_adjustment_point		網平均結果、 基準点
	網平均結果_アジャストベクトル	net_adjustment_vector		網平均結果
	基準点	reference_point	電子基準点情報、 ベンチマーク	GNSS測量データ
	電子基準点情報	electronic_reference_point		
観測計画 (1-6)	観測計画	observation_project		
	観測計画書で採用した験潮所	project_tide_station	常設験潮所諸元、 臨時験潮所諸元	観測計画、 験潮所の諸元
	観測計画書で対象とした基本 水準標	project_benchmark	ベンチマーク	観測計画
	観測結果	observation_result	ベンチマーク、 取付水準測量成果、 GNSS測量データ、 基準面決定表、 基準面決定簿	観測計画
常設験潮所月表 (1-7)	常設験潮所月表	permanent_monthly_table	常設験潮所諸元	
	常設験潮所毎時潮位	permanent_hourly_tide		常設験潮所月表
	常設観測所日平均潮位	permanent_daily_mean_tide		常設験潮所月表
	常設観測所日最高潮位	permanent_daily_hwl		常設験潮所月表
	常設観測所日最低潮位	permanent_daily_lwl		常設験潮所月表
	常設毎分潮位	permanent_minute_tide		常設験潮所月表
	常時観測所観測基準面から錘 測基点までの高さの観測値	observation_height		常設験潮所月表
臨時験潮所月表 (1-8)	臨時験潮所月表	temporary_monthly_table	臨時験潮所諸元	
	臨時験潮所毎時潮位	temporary_hourly_tide		臨時験潮所月表
	臨時観測所日平均潮位	temporary_daily_mean_tide		臨時験潮所月表
	臨時毎分潮位	temporary_minute_tide		臨時験潮所月表
潮汐調和定数 (1-9)	潮汐調和定数	tidal_harmonic	常設験潮所諸元、 臨時験潮所諸元	
	分潮調和定数	component_tidal_harmonic		潮汐調和定数
基準測定成果表(1-10)	基準測定成果表	datum_measurement_result	取付水準測量成果	
基準面決定簿 (1-11)	基準面決定簿	datum_measurement_file		
	基準面決定簿で使用した験潮 所	file_tide_station	常設験潮所諸元、 臨時験潮所諸元	基準面決定簿
	永年平均水面	longtime_mean_sea_level	基準面決定簿で使用した験潮所	基準面決定簿
	短期平均水面	shorttime_mean_sea_level	基準面決定簿で使用した験潮所	基準面決定簿
平均水面等一覧表 (1-12)	平均水面等一覧表	mean_sea_level_table	ベンチマーク、 観測結果	

平均水面等一覧表更新履歴 (1-13)	平均水面等一覧表更新履歴	msl_table_change_log	平均水面等一覧表	
日本のジオイド (1-15)	日本のジオイド	Japanese_geoid		
基準面グリッド (1-16)	基準面グリッド	datum_grid		
その他	ユーザ情報	users_info		

テーブル定義書

テーブル概要

システム名	潮汐監視面解析環境最適化	作成者	パスコ
システム名		作成日	
スキーマ名		更新日	
参照テーブル名	ベンチマーク	RDBMS	PostgreSQL 13
参照テーブル名	benchmark		
備考 ベンチマーク (1-1)			

カラム概要

列No.	列名	物理名	データ型	Nullable	デフォルト	備考
1	ベンチマークID	benchmark_id	integer	yes		主キー
2	紙の巻数番号	reference_number	text			ゼロ埋め等再現するためtext型を採用
3	管区名	region_name	text			
4	調査年月日	survey_date	date			
5	作成年月日	preparation_date	date			どちらか必ず必須
6	所在地	address	text			
7	観測・岩礁施設等の名称	object_name	text			
8	港名	port_name	text			
9	測置海図番号	chart_number	text			
10	標の種類	benchmark_type	text			
11	材質	material	text			
12	標の名称	benchmark_name	text			
13	WGS84緯度	wgs84_latitude	double precision			
14	WGS84経度	wgs84_longitude	double precision			
15	WGS84緯度経度に関するメモ	wgs84_memo	text			
16	MSL上の高さ	height_on_msl	double precision			: 単位はm
17	DL上の高さ	height_on_dl	double precision			: 単位はm
18	楕円体高	ellipsoidal_height	double precision			: 単位はm
19	楕円体高のメモ	ellipsoidal_memo	text			
20	建設年月日 (検索用)	building_date	date			検索用) 年月日の日付。建設年月日とは異なる。
21	建設年月日 (表示用)	building_date_text	text			表示用の「建設年月」や「建設年」のテキストを登録する
22	建設機関	building_organizafor	text			
23	土地所有管理者住所	landowner_address	text			
24	土地所有管理団体又は個人名	landowner_name	text			
25	契約の内容_許可証の有無	has_permit	boolean			
26	契約の内容_承諾書の有無	has_acceptance	boolean			
27	契約の内容_期間 (自)	rental_start_date	date			
28	契約の内容_期間 (至)	rental_end_date	date			「至」の日付をE8I_Accrual期間の「至」(日付)とし、空入力
29	地権地目	land_category	text			
30	取得金額	amount	money			無償の場合は「0」を入力する
31	面積	area	double precision			: 単位は㎡
32	案内図 (図面)	location_map	text			図面ファイルのパスを登録する。コンポーネントは、ファイル名のみを登録する
33	見取図 (図面)	skatch_map	text			
34	遠景 (写真)	panorama_photo	text			
35	標 (写真)	benchmark_photo	text			
36	不従用フラグ等 (事故・廃止)	rel_benchmark_id	integer			参照の際は参照先のbenchmark_id。廃止は-99999
37	作成者	create_user	Integer			データを作成したuserID
38	作成日	create_date	date			データを作成した日時
39	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

テーブル定義書

No	インデックス名	インデックス	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	benchmark_id		Yes	

制約情報

No	制約名	種類	制約定義
----	-----	----	------

その他キー情報

No	キー名	参照テーブル	参照フィールド名	参照優先フィールド
1	自己参照キー	ref_benchmark_id	benchmark	benchmark_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基礎面解析観測最善化	作成者	パスコ
オブジェクト名		作成日	
大手コード		更新日	
データベース名	常設観測所データベース	RDBMS	PostgreSQL 13
観測所コード名	permanent_tide_station		
備考 常設観測所データベース (1-2)			

カラム情報

No.	論理名	物理名	データ型	NotNull	デフォルト	備考
1	観測所ID	tide_station_id	integer	yes		主キー
2	観測所名	tide_station_name	text			
3	観測所名(英)	tide_station_name_en	text			観測所の英語名
4	海抜	sea_level	text			
5	緯度	latitude	double precision			
6	経度	longitude	double precision			
7	観測位置の誤差[秒]	location_error_second	double precision			
8	住所	address	text			
9	観測者	observer	text			
10	使用時	used_time	text		135' E	{135' E} と文字列を入力する。デフォルトは {135' E}
11	観測位置の標高	default_height	double precision			DLから観測基点までの高さ
12	所属機関名	organization	text			
13	観測開始日	observation_start_date	date			
14	観測終了日	observation_end_date	date			
15	観測器名	tide_gauge_name	text			
16	参照フラグ(修正・停止)	ref_tide_station_id	integer			参照の時は修改済のtide_station_id。修正は-99999
17	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
18	作成日	create_date	date			データを作成した日時
19	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	表ラム列リスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	tide_station_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	種類	制約条件

その他キー情報

No.	キー名	キー列リスト	参照テーブル名	参照列カラムリスト
1	自己参照キー	ref_tide_station_id	permanent_tide_station	tide_station_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
データベース名		作題目	
スキーマ名		更新日	
データベース名	取付水準測量成果	DBMS	PostgreSQL 13
テーブル名	leveling_result		
備考 取付水準測量成果 (1 - 4)			

カラム情報

列ID	列名称	列型名	NULL	ユニーク	備考
1	観測所ID	tide_station_id	integer	yes	主キー
2	観測所名	tide_station_name	text		
3	観測所の所属機関	tide_station_organization	text		
4	観測器名	tide_gauge_name	text		
5	海域	sea_area	text		
6	水準測量開始日	observation_start_date	date		
7	水準測量終了日	observation_end_date	date		
8	水準機名	leveling_instrument	text		
9	観測者	observer	text		
10	観測所位置図	location_map	text		
11	GSBM名	gsbm_name	text		国土地理院の水測点 (GSBM) : 単位はm
12	GSBMの標高	gsbm_height	double precision		
13	基本水準標名	hbm_name	text		
14	基本水準標の所属機関名	hbm_organization	text		
15	基本水準標の所在	hbm_address	text		
16	基本水準標の高さ_GSBM上	hbm_height_on_gsbm	double precision		
17	観測点の高さ_基本水準標上	height_on_benchmark	double precision		: 単位はm
18	観測点の高さ_観測基準面上	height_on_observation_base	double precision		: 単位はm
19	観測点の高さ_観測基準面上 (DL)	height_on_observation_base_dl	double precision		観測基準面 (DL) : 単位はm
20	平均水面の高さ_観測基準面上	msl_height_on_dl	double precision		平均水面 (MSL) : 単位はm
21	NLLWの高さ_平均水面下	nllw_height_under_msl	double precision		略称低海面 (NLLW) : 単位はm
22	LATの高さ_平均水面下	lat_height_under_msl	double precision		天文最低海面 (LAT) : 単位はm
23	NLLW/LATであるか	is_nllw	boolean		NLLW=true, LAT=falseとする
24	備考_GSBM	memo_gsbm	text		
25	ベンチマークID	benchmark_id	integer		参照キー: ベンチマーク: ベンチマークID
26	常設観測所ID_観測所ID	permanent_tide_station	integer		
27	臨時観測所ID_観測所ID	temporary_tide_station	integer		
28	作成者	create_user	integer		データを作成したuserID
29	作成日	create_date	date		データを作成した日時
30	更新日	update_date	date		データを更新した日時

インデックス情報

列ID	インデックス名	カラムリスト	ユニーク	ローカル	備考
1	主キー	tide_station_id		Yes	

制約情報

No	制約名	種類	制約定義

その他キー情報

テーブル定義書

No.	キー名	カラムリスト	参照先テーブル名	参照先カラムリスト
1	参照キー	benchmark_id	benchmark	benchmark_id
2	参照キー	permanent_tide_station	permanent_tide_station	tide_station_id
3	参照キー	temporary_tide_station	temporary_tide_station	tide_station_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	測量基準面解析取組最適化	作成者	パスコ
データベース名		作成日	
スキーマ名		更新日	
論理テーブル名	GNSS測量データ	DB接続	PostgreSQL 13
物理テーブル名	gnss_data		
備考	GNSS測量データ (1-5)		

カラム情報

No	論理名	物理名	データ型	NotNull	コメント	備考
1	GNSS ID	gnss_id	integer	yes		主キー
2	調査区域	area_name	text			
3	観測した基本水準標 地名	benchmark_name	text			
4	観測した基本水準標 所在	benchmark_address	text			
5	観測した基本水準標 種別	benchmark_type	text			
6	解析に使用したソフトウェア	analysis software	text			
7	観測開始 (年月日時分) 開始	observation_start_datetime	timestamp			
8	観測開始 (年月日時分) 終了	observation_end_datetime	timestamp			
9	電子基準点位置図	control point map	text			
10	基本水準点位置図	benchmark map	text			画像ファイルで取得する。コピペされたファイル名にする
11	網平均結果 図面	net_adjustment_flg	text			
12	偏心変位の有無	is_eccentric	boolean			有=true、無=falseとする
13	偏心点 緯度	eccentric_latitude	double precision			データ型はdouble precision、(ソフトウェア仕様参照)
14	偏心点 経度	eccentric_longitude	double precision			
15	偏心点 高さ (目標標高) 高さ	eccentric_height_on_el	double precision			: 単位はm
16	偏心点 高さ 基本水準標上	eccentric_height_on_bm	double precision			: 単位はm
17	GPS観測時のGPS観測緯度	gps_survey_latitude	double precision			データ型はdouble precision、(ソフトウェア仕様参照)
18	GPS観測時のGPS観測経度	gps_survey_longitude	double precision			
19	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
20	作成日	create_date	date			データを作成した日時
21	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No	インデックス名	カラムリスト	ユニーク	コメント
1	主キー	gnss_id	Yes	

制約情報

No	制約名	種別	制約定義
----	-----	----	------

その他キー情報

No	キー名	カラムリスト	参照テーブル名	参照カラムリスト
----	-----	--------	---------	----------

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
アプリケーション名		作成日	
スキーマ名		更新日	
論理テーブル名	基準点	DBMS	PostgreSQL 13
物理テーブル名	reference_point		
備考 GNSS測量データ (1 - 5)			

カラム情報

Nb	論理名	物理名	データ型	Nullable	コメント	備考
1	基準点ID	point_id	integer	yes		主キー
2		point_name	text			
3		point_type	text			
4	使用した基準点_観測点番号	point_number	text			ゼロ埋め等を再現するためtext型を採用
5	使用した基準点_測点との距離	distance	double precision			: 単位はkm
6	使用した基準点_相対高岡比高	relative_elevation	double precision			: 単位はm
7		receiver_type	text			
8		antenna_type	text			
9		antenna_spr_height	double precision			: 単位はm
10		pcv	text			
11		latitude	double precision			緯度
12		longitude	double precision			経度
13		ellipsoidal_height	double precision			: 単位はm
14		x_coordinate	double precision			: 単位はm
15		y_coordinate	double precision			: 単位はm
16		z_coordinate	double precision			: 単位はm
17		parameter	text			
18		correction	text			
19		direction	text			
20		input_latitude	double precision			緯度
21		input_longitude	double precision			経度
22		input_elevation	double precision			: 単位はm
23		output_latitude	double precision			緯度
24		output_longitude	double precision			経度
25		output_elevation	double precision			: 単位はm
26		semi_dynamic_flg	text			
27	電子基準点情報_電子基準点ID	er_point_id	integer			
28	ベンチマーク_ベンチマークID	benchmark_id	integer			
29	GNSS_ID	gnss_id	integer			外キー: GNSS測量データ: GNSS_ID
30	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
31	作成日	create_date	date			データを作成した日時
32	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

Nb	インデックス名	列リスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	point_id		Yes	

制約情報

Nb	制約名	種類	制約定義
----	-----	----	------

テーブル定義書

その他キー関係

No.	キー名	参照元テーブル	参照元フィールド名	被参照元テーブル	被参照元フィールド名
1	参照キー	er_point_id	electronic_reference_point	er_point_id	
2	参照キー	benchmark_id	benchmark	benchmark_id	
3	外鍵キー	gnss_id	gnss_data	gnss_id	

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
サブシステム名		作成日	
スケーラビリティ		更新日	
管理テーブル名	観測計画等で採用した観測所	RDBMS	PostgreSQL 13
関連テーブル名	project_tide_station		
備考 観測計画 (1-6)			

カラム情報

No.	カラム名	データ型	Nullable	コメント	備考	
1	採用した観測所ID	tide_station_id	integer	yes		主キー
2	計画ID	project_id	integer			外部キー：観測計画：計画ID
3	採用した(使用)観測所区分	calss	text			基準観測所 or 測地観測所 等
4	採用した(使用)観測所名称	name	text			
5	採用した(使用)観測所所属	organization	text			
6	採用した(使用)観測所種類	model_type	text			
7	観測開始日時 (観測開始日時)	observation_start_date	date			
8	観測終了日時 (観測終了日時)	observation_end_date	date			
9	採用した(使用)観測所メモ	memo	text			常設観測所 or 臨時観測所 等
10	常設観測所種元観測所ID	permanent_tide_station	integer			外部キー：常設観測所種元観測所ID (参照：観測所種元観測所)
11	臨時観測所種元観測所ID	temporary_tide_station	integer			外部キー：臨時観測所種元観測所ID (参照：観測所種元観測所)
12	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
13	作成日	create_date	date			データを作成した日時
14	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	tide_station_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	種類	制約内容
-----	-----	----	------

その他キー情報

No.	キー名	カラムリスト	参照テーブル名	参照カラムリスト
1	外部キー	project_id	observation project	project_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
サブシステム名		作成日	
スキーマ名		更新日	
データベース名	観測結果	RDBMS	PostgreSQL_13
テーブル名	observation_result		
備考	観測計画 (1-6)		

カラム情報

no	カラム名	物理名	データ型	NOT NULL	デフォルト	備考
1	観測結果ID	observation_result_id	integer	yes		主キー
2	計画ID	project_id	integer			外部キー：観測計画：計画ID
3	報告書文書番号	report_number	text			アルファベット等に対応ため
4	報告書提出日	report_date	date			
5	変更依頼文書番号	request_number	text			アルファベット等に対応ため
6	変更依頼提出日	request_date	date			※「平均水面－観測結果日」のこと
7	変更日	change_date	date			観測結果を採用した日
8	所在	address	text			
9	緯度	latitude	double precision			
10	経度	longitude	double precision			データベースでは小数点以下は、シフト、フォーマットに依存し
11	緯経度の誤差[秒]	location_error_second	double precision			: 単位は秒
12	採用調査年月	used_obs_year_month	text			
13	最近調査年月	recently_obs_year_month	text			
14	最低水面の高さ_基準水面下	lwl_height_under_hbm	double precision			: 単位はm
15	最低水面の高さ_平均水面下	lwl_height_under_msl	double precision			: 単位はm
16	最低水面の高さ_T.P下	lwl_height_under_tp	double precision			: 単位はm
17	最低水面の高さ_橋門体上	lwl_height_on_el	double precision			: 単位はm
18	最高水面の高さ_平均水面上	hwl_height_on_msl	double precision			: 単位はm
19	GNSS測量年月	gnss_obs_year_month	text			
20	公開可否	is_public_value	boolean			公示値=true、観測値=falseとする
21	基本水準の高さ_橋門体上	hbm_height_on_el	double precision			: 単位はm
22	観測水面の高さ_観測基準面上	lwl_height_on_df	double precision			: 単位はm
23	採用可否_所在	is_used_address	boolean			
24	採用可否_緯度	is_used_latitude	boolean			
25	採用可否_経度	is_used_longitude	boolean			
26	採用可否_緯経度の誤差[秒]	is_used_location_error_second	boolean			
27	採用可否_採用調査年月	is_used_used_obs_year_month	boolean			
28	採用可否_最近調査年月	is_used_recently_obs_year_month	boolean			
29	採用可否_最低水面の高さ_基準水面下	is_used_lwl_height_under_hbm	boolean			
30	採用可否_最低水面の高さ_平均水面下	is_used_lwl_height_under_msl	boolean			可=true、否=falseとする。
31	採用可否_最低水面の高さ_T.P下	is_used_lwl_height_under_tp	boolean			
32	採用可否_最低水面の高さ_橋門体上	is_used_lwl_height_on_el	boolean			
33	採用可否_最高水面の高さ_平均水面上	is_used_hwl_height_on_msl	boolean			
34	採用可否_GNSS測量年月	is_used_gnss_obs_year_month	boolean			
35	採用可否_基本水準の高さ_橋門体上	is_used_hbm_height_on_el	boolean			
36	採用可否_観測水面の高さ_観測基準面上	is_used_lwl_height_on_df	boolean			
37	要置却下フラグ	rejection_flg	boolean			有=true、無=falseとする。
38	要置却下理由	rejection_reason	text			
39	取付水準測量点_観測点ID	tide_station_id	integer			外部キー：取付水準測量点：観測点ID (注：互換水準測量)

テーブル定義書

40	GNSS_ID	gnss_id	integer			参照キー：GNSS観測データ：GNSS_ID (20：GNSS観測データ)
41	ベンチマークID	benchmark_id	integer			
42	基準面決定乗換_観測所ID	datum_measurement_id	integer			参照キー：基準面決定乗換：観測所ID (22：基準面決定乗換)
43	基準面決定乗換_図類ID	file_id	integer			参照キー：基準面決定乗換：図類ID (23：基準面決定乗換)
44	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
45	作成日	create_date	date			データを作成した日時
46	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

ID	インデックス名	対象カラム	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	tide_station_id		Yes	

制約情報

ID	制約名	種類	制約対象

その他キー情報

No.	キー名	対象カラム	参照テーブル名	参照先カラム名
1	外鍵キー	project_id	observation_project	project_id
2	参照キー	tide_station_id	leveling_result	tide_station_id
3	参照キー	gnss_id	gnss_data	gnss_id
4	参照キー	benchmark_id	benchmark	benchmark_id
5	参照キー	datum_measurement_id	datum_measurement_result	tide_station_id
6	参照キー	datum_measurement_file_id	datum_measurement_file	file_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析観測値蓄積化	作成者	パスコ
サブシステム名		作成日	
スキーマ名		更新日	
論理テーブル名	常設観測所月表	対応DB	PostgreSQL 13
物理テーブル名	permanent_monthly_table		
備考 常設観測所月表 (1-7)			

カラム情報

No.	カラム名	物理名	データ型	NULL	デフォルト	備考
1	月表ID	monthly_table_id	integer	yes		主キー
2	観測所名	tide_station_name	text			
3	方面	sea_area	text			
4	位置 (緯度)	latitude	double precision			
5	位置 (経度)	longitude	double precision			
6	観測者	observer	text			
7	使用時	used_time	text		135° E	[135° E] と大文字を入力する。デフォルト値 [135° E]
8	観測開始 (年月日の時刻) (開始)	calc_start_date	date			
9	観測終了 (年月日の時刻) (終了)	calc_end_date	date			
10	月平均潮位	monthly_mean_tide_level	double precision			: 単位はcm
11	欠測期間及び理由	missing_memo	text			
12	標準高	default_height	double precision			: 単位はcm
13	観測平均高	mean_obs_height	double precision			: 単位はcm
14	潮汐基準面補正値	dl_correction	double precision			※観測潮位 (1-14) から算出する項目
15	常設観測所格元_観測所ID	permanent_tide_station	integer			参照キー: 常設観測所格元: 観測所ID
16	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
17	作成日	create_date	date			データを作成した日時
18	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	monthly_table_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	制約種別	制約定義
-----	-----	------	------

その他キー情報

No.	キー名	カラムリスト	参照テーブル名	参照欄カラム名
1	参照キー	permanent_tide_station	permanent_tide_station	tide_station_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準値解析環境風速化	作成者	パスコ
サブシステム名		作成日	
スキーム名		更新日	
論理テーブル名	潮汐調和定数	DBMS	PostgreSQL 13
物理テーブル名	tidal_harmonic		
備考	潮汐調和定数 (1 - 9)		

カラム情報

No.	カラム名	物理名	データ型	Nullable	インデックス	備考
1	調和定数ID	harmonic_id	integer	yes		主キー
2	地名	station_name	text			
3	調和分解機関	organization	text			
4	調和分票法	analysis_method	text			
5	緯度	latitude	double precision			
6	経度	longitude	double precision			
7	標準時 (からの時差)	time_diffrance	timestamp			世界標準時からの時差 (時分)
8	ZD	z0	double precision			
9	分潮数	component_id	integer			
10	コメント SA, SAA の外計算項目	comment_sa_saa	text			出力は10文字まで
11	コメント SA, SAA の外計算項目	comment_without_sa_saa	text			出力は10文字まで
12	機関コード	organization_code	text			4文字まで
13	港番号	port_number	text			4文字まで
14	元期 (計算起算日)	epoch	date			
15	計算中央日	central_date	date			
16	調和解析計算期間(日)	duration_days	integer			
17	欠測時間数	missing_hours	integer			
18	誤差	error	double precision			(潮汐調和データ処理プログラム時に追加した項目)
19	SD	s0	double precision			
20	OP_MAX	op_max	double precision			
21	OP_SD	op_sd	double precision			
22	平均高潮時間差 (時分)	mhw_interval	timestamp			
23	常設観測所元_観測所ID	permanent_tide_station	integer			常設観測所元_観測所ID (tidal_station_id)
24	臨時観測所元_観測所ID	temporary_tide_station	integer			臨時観測所元_観測所ID (tidal_station_id)
25	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
26	作成日	create_date	date			データを作成した日時
27	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	harmonic_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	種類	制約条件
-----	-----	----	------

その他キー情報

No.	キー名	物理カラムリスト	参照先テーブル名	参照先カラムリスト
1	参照キー	permanent_tide_station	permanent_tide_station	tidal_station_id
2	参照キー	temporary_tide_station	temporary_tide_station	tidal_station_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	バisco
サブシステム名		作成日	
スキーマ名		更新日	
論理テーブル名	基準測定成果表	RDBMS	PostgreSQL 13
物理テーブル名	datum_measurement_result		
備考 基準測定成果表 (1-10)			

カラム情報

No.	論理名	物理名	データ型	NotNull	コメント	備考
1	観測所ID	tide_station_id	integer	yes		主キー
2	観測所名	tide_station_name	text			
3	位置 (住所)	address	text			
4	緯度	latitude	double precision			
5	経度	longitude	double precision			
6	緯度程度の誤差[秒]	location_error_second	double precision			
7	観測開始 (年月日の範囲) 開始	observation_start_date	date			
8	観測終了 (年月日の範囲) 終了	observation_end_date	date			
9	観測 (測器名)	tide_gauge_name	text			
10	管理者	administrator	text			
11	観測所位置図	location_map	text			
12	臨時・常設の区別	category	text			取付水準測量成果_観測所IDから推測可
13	GSBM名	gsbm_name	text			国土院の水準点 (GSBM) : 単位はm
14	GSBMの高さ	gsbm_height	double precision			
15	基本水準限名	hbm_name	text			海洋情報部の基本水準限名 (HBM) : 単位はm
16	基本水準限の高さ_GSBM上	hbm_height_on_gsbm	double precision			: 単位はm
17	平均海面の高さTOPの点_基本水準限上	msl_height_on_hbm	double precision			: 単位はm
18	略量最低潮面の高さTOPの点_基本水準限上	nllw_height_on_hbm	double precision			: 単位はm
19	観測基準面の高さ_観測基準面上	dl_height_on_auxiliary_zero	double precision			観測基準面 (DL) : 単位はm
20	平均海面の高さ_観測基準面上	msl_height_on_dl	double precision			平均海面 (MSL) : 単位はm
21	NLLWの高さ_平均水面下	nllw_height_under_msl	double precision			略量最低潮面 (NLLW) : 単位はm
22	LATの高さ_平均水面下	lat_height_under_msl	double precision			天文最低潮面 (LAT) : 単位はm
23	T.P.の高さ_観測基準面上	tp_height_on_dl	double precision			東京湾平均海面 (T.P.) : 単位はm
24	NLLWの高さ_観測基準面上	nllw_height_on_dl	double precision			略量最低潮面 (NLLW) : 単位はm
25	LATの高さ_観測基準面上	lat_height_on_dl	double precision			天文最低潮面 (LAT) : 単位はm
26	観測基準面の高さ_観測基準面上	auxiliary_zero_height_on_dl	double precision			: 単位はm
27	平均海面の高さ_観測基準面上	auxiliary_top_height_on_dl	double precision			: 単位はm
28	基本水準限の高さ_観測基準面上	hbm_height_on_dl	double precision			: 単位はm
29	GSBMの高さ_観測基準面上	gsbm_height_on_dl	double precision			: 単位はm
30	略量最低潮面の高さ_NLLW上	dl_height_on_nllw	double precision			略量最低潮面 (NLLW) : 単位はm
31	平均海面の高さ_NLLW上	msl_height_on_nllw	double precision			平均海面 (MSL) : 単位はm
32	T.P.の高さ_NLLW上	tp_height_on_nllw	double precision			東京湾平均海面 (T.P.) : 単位はm
33	LATの高さ_NLLW上	lat_height_on_nllw	double precision			天文最低潮面 (LAT) : 単位はm
34	観測基準面の高さ_NLLW上	auxiliary_top_height_on_nllw	double precision			: 単位はm
35	平均海面の高さ_NLLW上	auxiliary_top_height_on_msl	double precision			: 単位はm
36	基本水準限の高さ_NLLW上	hbm_height_on_nllw	double precision			: 単位はm
37	GSBMの高さ_NLLW上	gsbm_height_on_nllw	double precision			
38	観測基準面の高さ_LAT上	dl_height_on_lat	double precision			略量最低潮面 (NLLW) : 単位はm
39	平均海面の高さ_LAT上	msl_height_on_lat	double precision			平均海面 (MSL) : 単位はm
40	T.P.の高さ_LAT上	tp_height_on_lat	double precision			東京湾平均海面 (T.P.) : 単位はm

テーブル定義書

41	NULLWの高さ_LAT上	nlwv_height_on_lat	double precision		天文最低低海面 (LAT) : 単位はm	
42	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	primary_zero_height_on_lat	double precision		: 単位はm	
43	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	secondary_top_height_on_lat	double precision		: 単位はm	
44	基本水準標の高さ_LAT上	hbm_height_on_lat	double precision		: 単位はm	
45	GSBMの高さ_LAT上	gsbm_height_on_lat	double precision		: 単位はm	
46	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	memo_primary_zero_height_on_lat	text		根拠のコメント	
47	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	memo_secondary_top_height_on_lat	text			
48	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	memo_01_height_on_station_zero	text			
49	観測地点又は観測ポイントの高さ_LAT上	memo_02_height_on_01	text			
50	観測地点の高さ_平均海面下	memo_01_height_under_msl	text			
51	観測地点の高さ_平均海面下	memo_01_height_under_msl	text			
52	観測年月日	preparation_date	date			
53	観測地点の高さ_地球楕円体上	el_height_on_el	double precision			: 単位はm
54	平均海面の高さ_地球楕円体上	msl_height_on_el	double precision			: 単位はm
55	I.P.の高さ_地球楕円体上	ip_height_on_el	double precision			: 単位はm
56	LATの高さ_地球楕円体上	lat_height_on_el	double precision		: 単位はm	
57	NULLWの高さ_地球楕円体上	nlwv_height_on_el	double precision		: 単位はm	
58	観測地点又は観測ポイントの高さ_地球楕円体上	el_primary_zero_height_on_el	double precision		: 単位はm	
59	観測地点又は観測ポイントの高さ_地球楕円体上	el_secondary_top_height_on_el	double precision		: 単位はm	
60	基本水準標の高さ_地球楕円体上	hbm_height_on_el	double precision		: 単位はm	
61	GSBMの高さ_地球楕円体上	gsbm_height_on_el	double precision		: 単位はm	
62	根拠_GSBMの高さ	memo_gsbm_height	text		根拠のコメント	
63	根拠_基本水準標の高さ_GSBM上	memo_hbm_height_on_gsbm	text			
64	計算値の有無	is_calc	boolean		算出値=true、告示値=falseとする	
65	取付水準測量成果_観測所ID	levelling_date_station_id	integer		参照キー：取付水準測量成果：観測所ID	
66	作成者	create_user	integer		データを作成したuserID	
67	作成日	create_date	date		データを作成した日時	
68	更新日	update_date	date		データを更新した日時	

インデックス情報

順	インデックス名	対象テーブル	ユニーク	主キー	備考
1	主キー	tide_station_id		Yes	

制約情報

順	制約名	種別	制約定義
---	-----	----	------

その他キー情報

順	キー名	参照テーブル	参照フィールド名	参照先テーブル名	参照先フィールド名
1	参照キー	levelling_date_station_id	levelling result	tide_station_id	

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
データベース名		作成日	
スキーマ名		更新日	
物理テーブル名	基準面決定簿	RDBMS	PostgreSQL 13
論理テーブル名	datum_measurement_file		
備考 基準面決定簿 (1-11)			

カラム情報

No.	カラム名	数据类型	Nullable	デフォルト	備考
1	種類ID	integer	yes		主キー
2	概要	text			
3	永年平均水面5年分	double precision			: 単位はm
4	平均水面_低潮基準面上の算出	text			
5	最高水面_低潮基準面上の算出	text			
6	基本水準間の_最高水面上の算出	text			
7	基本水準間の_最低水面上の算出	text			
8	最高水面_低潮基準面上の決定	text			
9	潮位関係図	text			
10	最近5ヶ月平均水面	text			
11	潮汐月表 (図表: 潮汐月表)	text			
12	四角分潮成果表 (図表)	text			
13	3級水準測量野帳 (図表)	text			
14	可動観測記録 (図表)	text			
15	観測点と測線の関係図 (図表)	text			
16	観測所名称測定成果 (図表)	text			
17	水位測定標等記号 (図表)	text			
18	平均水面から LAT の差	double precision			: 単位はm
19	平均水面から HAT の差	double precision			: 単位はm
20	平均水面から最高水面の差	double precision			: 単位はm
21	作成者	integer			データを作成したuserID
22	作成日	date			データを作成した日時
23	更新日	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	file_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	制約	制約定義

その他キー情報

No.	キー名	カラムリスト	参照元テーブル名	参照元カラムリスト

テーブル定義書

テーブル情報

データベース名	潮汐基準面解析観測最適化	作成者	パスコ
データベース名		作成日	
スキーマ名		更新日	
論理テーブル名	平均水面等一覧表	RDBMS	PostgreSQL 13
物理テーブル名	mnam_sea_level_table		
備考	平均水面等一覧表 (1-12)		

カラム情報

No.	カラム名	物理名	データ型	Nullable	インデックス	備考
1	平均水面ID	msl_id	integer	yes		主キー
2	表示順位	display_order	integer			掲載の順位
3	地域	area_name	text			北海道東方、本州七岸等
4	地名又は港名	port_name	text			
5	基本水準標等の種類	bulking_organization	text			ベンチマーク：原の書類 を参照
6	基本水準標等_所在	benchmark_address	text			ベンチマーク：所在地 を参照
7	基本水準標等_緯度	wgs84_latitude	double precision			
8	基本水準標等_経度	wgs84_longitude	double precision			
9	最低水面_観測年月日	lwl_obs_year_month	text			観測計画：観測結果：採用最近年月 を参照
10	最低水面_最近採用年月日	lwl_recently_obs_year_month	text			観測計画：観測結果：最近採用年月 を参照
11	最低水面_基本水準標等下	lwl_height_under_hbm	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_基本水準標等下_採用日：採用日
12	最低水面_平均水面下(Z0)	lwl_height_under_msl	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_平均水面下_採用日：採用日
13	最低水面_TP下	lwl_height_under_tp	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_TP下_採用日：採用日
14	最低水面_欄円体高上	lwl_height_on_el	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_欄円体高上_採用日：採用日
15	最高水面_平均水面上	hwl_height_on_msl	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_平均水面上_採用日：採用日
16	基本水準標等_GNSS観測年月	gnss_obs_year_month	text			観測計画：観測結果：GNSS観測年月 を参照
17	基本水準標等_欄円体高	hbm_height_on_el	double precision			注入力：採用年月：基本水準標等_欄円体高_採用日：採用日
18	管区	region_name	text			
19	水測測量標記事	memo_hydrographic_survey_label	text			備考等が記載されると想定
20	直接水準測量	memo_direct_leveling_report	text			
21	GNSS測量データ	memo_gnss_data_report	text			
22	最低水面_平均水面下(NLLW)	nllw_or_lat	text			NLLW or LAT
23	最低水面_平均水面下(NHHW)	nhhw_or_hat	text			NHHW or HAT
24	ベンチマークID	benchmark_id	integer			参照キー：ベンチマーク：ベンチマークID
25	観測結果_観測結果ID	observation_result_id	integer			参照キー：観測結果：観測結果ID
26	履歴フラグ等	ref_msl_id	integer			履歴変更がある場合は、履歴先のmsl_id
27	状態	status	text			HPの掲載中、決裁中、削除の状態テキスト
28	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
29	作成日	create_date	date			データを作成した日時
30	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	msl_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	種類	制約定義
-----	-----	----	------

その他キー情報

テーブル定義書

No	キー名	対応列名	参照先テーブル名	参照先カラム名
1	参照キー	benchmark_id	benchmark	benchmark_id
2	参照キー	observation_result_id	observation_result	observation_result_id
3	自己参照キー	ref_msl_id	meam_sea_level_table	msl_id

テーブル定義書

テーブル情報

システム名	潮汐基準面解析環境最適化	作成者	パスコ
サブシステム名		作成日	
スキーム名		更新日	
論理テーブル名	基準面グリッド	DBENGINE	PostgreSQL 13
物理テーブル名	datum_grid		
備考 基準面グリッド (1-16)			

カラム情報

No.	カラム名	物理名	データ型	Not-Null	コメント	備考
1	基準面グリッドID	datum_grid_id	integer	yes		主キー
2	緯度	latitude	double precision			
3	経度	longitude	double precision			
4	LAT_楕円体高	lat_height_on_el	double precision			
5	最低水面_楕円体高	lwl_height_on_el	double precision			
6	平均水面_楕円体高	msl_height_on_el	double precision			
7	最高水面_楕円体高	hwl_height_on_el	double precision			
8	HAT_楕円体高	hat_height_on_el	double precision			
9	LAT_平均水面下	lat_height_under_msl	double precision			
10	最低水面_平均水面下	lwl_height_under_msl	double precision			
11	最高水面_平均水面上	hwl_height_under_msl	double precision			
12	HAT_平均水面上	hat_height_under_msl	double precision			
13	楕円体高を除外するかどうか	nlw_is_lat	boolean			可=true, 否=falseとする
14	平均水面を除外するかどうか	nhhw_is_hat	boolean			可=true, 否=falseとする
15	作成者	create_user	integer			データを作成したuserID
16	作成日	create_date	date			データを作成した日時
17	更新日	update_date	date			データを更新した日時

インデックス情報

No.	インデックス名	カラムリスト	主キー	ユニーク	備考
1	主キー	datum_grid_id		Yes	

制約情報

No.	制約名	種類	制約定義
-----	-----	----	------

その他キー情報

No.	キー名	カラムリスト	参照先テーブル名	参照先カラムリスト
-----	-----	--------	----------	-----------

別紙様式。

再委託（変更等）承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

請負者 住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

令和 年 月 日付け契約の「
（令和 年度 第 号）」（契約金額（税込み） 円）に関して、
下記のとおり申請するので、手続き方お願いします。

記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠【該当する項目に○を付す】
 - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 - その他（ 令和 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。 ）
- その他特記事項

令和 年 月 日

請負者氏名

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。
なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 請負者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 請負者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 請負者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

履行体制に関する書面

令和 年 月 日

(請負者)

株式会社〇

(再委託先1)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

株式会社〇	
住所	
Id	
代表者氏名	
担当業務範囲等	